相談室

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
法律相談	6日・13日・20日・27日、3月5日（いずれも木曜日）	13：00～16：00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	相弁護士　定12人／日（抽選） 申当日受付（8：30～9：00に電話またはファックス、窓口） ※相談は原則年度内1回限り	地域づくり推進課 ☎(082) 420-0924 FAX(082) 423-0270
登記・法律相談（相続・成年後見など）	12日(水)・19日(水)	10：00～12：00 ※相談時間は30分以内		相司法書士　定8人／日（先着順）　申当日受付（8：30～9：30に電話またはファックス、窓口）	
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9：00～12：00 13：00～17：00	消費生活センター（市役所北館1階2番窓口）	内消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 相消費生活相談員	消費生活センター ☎(082) 421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11：00～13：00	―	内消費生活センター受付時間外の相談窓口です 相国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03) 3446-0999
休日の消費生活相談	土日祝日	10：00～16：00			消費者ホットライン ☎188
心配ごと相談・行政相談	西条会場 4日(火)、3月3日(火)	13：00～16：00	市役所北館1階 相談室1	（心配ごと相談） 相心配ごと相談員 （民生委員・児童委員） （行政相談） 内国の行政に関する要望や相談 相行政相談委員	（心配ごと相談） 東広島市民生委員児童委員協議会 ☎(082) 420-0932 （行政相談） 中国四国管区行政評価局 ☎(082) 228-6173
	八本松会場 12日(水)、3月11日(水)	13：00～16：00	八本松地域センター		
	志和会場 20日(木)	13：00～16：00	志和出張所		
	高屋会場 25日(火)	13：00～16：00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 3日(月)、3月2日(月)	9：00～12：00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	福富会場 12日(水)、3月11日(水)	13：00～16：00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 18日(火)	13：00～16：00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 27日(木)	13：00～16：00	河内保健福祉センター		
	安芸津会場 21日(金)	13：00～16：00	安芸津文化福祉センター		
自殺予防電話相談	年中無休	24時間	―	―	広島いのちの電話 ☎(082) 221-4343 よりそいホットライン ☎(0120) 279-338
【特設】人権相談	西条会場 4日、18日、25日、3月3日 ※いずれも火曜日	13：00～16：00	広島法務局東広島支局	相人権擁護委員	東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎(082) 423-7752
	黒瀬会場 3日(月)、3月2日(月)	9：00～12：00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	豊栄会場 18日(火)	13：00～16：00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 18日(火)	9：00～12：00	河内保健福祉センター		
	安芸津会場 21日(金)	13：00～16：00	安芸津文化福祉センター		
【常設】人権相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8：30～17：15	広島法務局東広島支局	相法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082) 423-7707
不動産売買・賃貸借に関する相談	25日(火)	10：00～12：00 13：00～16：00 ※相談時間は1時間以内	地域づくり推進課	相弁護士・宅地建物取引士 定5人／日（先着順） 申電話、ファックス、窓口（2月21日(金)の正午まで）	広島県宅地建物取引業協会安芸賀茂支部 ☎(082) 822-7096 申地域づくり推進課 ☎(082) 420-0924 FAX(082) 423-0270
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日（変更になることがある）	13：00～16：00	市民文化センター2階研修室3	相広島弁護士会　申電話（休業日を除く9：30～16：00）　無有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082) 421-0021
遺言・契約書などの作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10：00～12：00 13：00～16：00	東広島公証役場（市民文化センター4階）	相公証人　申電話	東広島公証役場 ☎(082) 422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9：00～17：00	広島県生活センター（県庁農林庁舎1階）	内離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談　相県民相談員	県民相談窓口 ☎(082) 223-8811

教えて 消費生活

高齢者の消費者被害を見守りで防止しましょう

《事例》（当事者80歳代女性）

叔母が「通帳に3千円しかなく、生活費が無くなった」と私の母に相談してきた。叔母の家に行くと、化粧品が山のようにあった。長期間に渡って契約していたようで、約5百万円も支払っていた。相手方の担当者から「こちらの質問することに『はい』とだけ答えるように」と言われ、契約を強要されていたようだ。

《アドバイス》

高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられ、高額な支払いをしたという相談が寄せられています。こうしたことを防ぐには、家族などの周囲の人が日ごろから高齢者の様子に気を配ることが大切です。離れて暮らしている場合は、普段から連絡をとり、帰省したときは、不審な書面や大量な商品などがないか確認しましょう。気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

問消費生活センター
☎(082) 421・7189

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 児童虐待相談 DV相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8：30～17：15	こども家庭課	相家庭相談員兼母子・父子自立支援員	こども家庭課 ☎(082) 420-0407
	上記以外（児童虐待通告のみ）		―	―	市役所当直室 ☎(082) 422-2111
家庭児童相談	水・木曜日 ※祝日を除く	10：00～17：00	子育て・障害総合支援センターはあとふる（市民文化センター1階）	相家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082) 493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8：30～17：15		相相談支援コーディネーター	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8：30～17：15	子育て・障害総合支援センターはあとふる（市民文化センター1階）	相相談支援コーディネーター	
			障害福祉課	相障害福祉課職員	障害福祉課 ☎(082) 420-0180
	上記以外（障害者虐待通報のみ）		―	―	市役所当直室 ☎(082) 422-2111
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	5日・12日・19日・26日（いずれも水曜日）	13：00～17：00	市民文化センター2階展示コーナー	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 内自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など 対15歳から概ね39歳までの人　保護者からの相談も受け付けます。　定4人／1日	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 ☎(082) 511-2029
働く女性の相談室	15日(土)	13：30～14：30 14：30～15：30	市民文化センター2階研修室3（サンスクエア東広島）	内仕事上の悩み（セクハラ、パワハラ、家庭との両立）や、働きたい女性の相談　締8日(土)　申電話、窓口	エスポワール／男女共同参画推進室 ☎FAX(082)424-3833
ボランティア相談窓口	第2・4 水・土曜日 ※祝日を除く	13：00～16：00	市民文化センター2階 ボランティア活動支援センター	相ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082) 424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13：00～16：00	生涯学習課（市役所北館2階）	相生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082) 420-0979
不登校サポート「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13：30～15：00	西条フレンドスペース（市民文化センター3階）	申電話	西条フレンドスペース ☎(082) 421-8494
児童青少年総合相談 教育相談	火～日曜日 ※祝日を除く	10：00～12：00 13：00～16：30	児童青少年センター内 児童青少年総合相談室（市民文化センター1階）	相教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082) 422-3749
カウンセラー相談	火・水・金曜日 ※祝日を除く	13：00～16：00		相臨床心理士 申電話または窓口（開館日の10：00～16：30）	
子育て相談	火～木・土・日曜日 ※祝日を除く	9：00～12：00 13：00～15：30		相児童厚生員	
うつ病等専門相談	12日(水)	13：30～15：00	県西部東保健所相談室	うつ病など心の悩みや病気について、精神科医と保健師が相談に応じます。 内個別相談（予約制）（相談時間は、約30分）　申2月5日(水)までに電話	県西部東保健所保健課保健対策係 ☎(082) 422-6911(代)

市政への要望（文書・電話・ファックスなど）

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。（地域づくり推進課）	☎(082) 420-0924 FAX(082) 423-0270

Free of Charge 外国人相談窓口（がいこくじんそうだんまどぐち）・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窗口・Dịch vụ tư vấn

	言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
Daily Life Consultations Consultas Diversas 生活咨询 Tư vấn sống 生活相談	English 英語	Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】	9：00～17：00	市民文化センターコミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082) 423-1922 （公財）東広島市教育文化振興事業団 ☎(082) 424-3811 URL http://hhface.org/corner/jp.html
		Saturdays【土】	9：00～13：00		
	Português ポルトガル語	Mondays, Fridays, Sundays【月、金、日】	13：00～17：00		
		Quartas,Quintas,Sábados【水、木、土】	9：00～13：00		
	中文 中国語	星期一、二、五、日【月、火、金、日】	9：00～13：00		
		星期四、六【木、土】	13：00～17：00		
	Tiếng Việt ベトナム語	Chủ Nhật【日】	13：00～17：00		

	日時	内容	場所
Legal Consultations Consulta Jurídica 法律咨询 Tư vấn pháp luật 法律相談	2月8日(土) ①13:00～ ②14:00～ ③15:00～ ④16:00～	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分	市民文化センター研修室